

幕別町行政改革大綱

(第3次)

平成18年10月
中川郡幕別町

目 次

第1 第3次行政改革大綱策定の背景と目的

- 1 . はじめに
- 2 . 第3次行政改革推進の背景・趣旨
- 3 . 計画期間
- 4 . 進捗状況の公表

第2 第3次行政改革への取り組み

- 1 . 行政改革を進める上での基本的考え方
- 2 . 行政改革推進事項

第3 行政改革推進計画

- 1 . 効率的な行政運営システムの確立
- 2 . 自立型組織への転換と組織の再編
- 3 . 住民との協働による行政運営の実現
- 4 . 自立可能な財政構造の構築

第1 第3次行政改革大綱策定の背景と目的

1. はじめに

幕別町の行政改革は、昭和62年に「第1次行政改革大綱」を策定し、また、平成8年に「第2次行政改革大綱」を策定、さらには、平成12年に推進計画の見直しを行うなど、組織・運営全般にわたり時代の要請に合わせた改革に着手し、健全な行財政の運営に取り組んできたところである。

平成12年に見直しを行った推進計画も5年間の実施期間を終え、計画の進捗状況を把握するとともに、刻々と変化する行政課題に対応するべく新たな行政改革大綱の策定が求められている。

2. 第3次行政改革推進の背景・趣旨

幕別町の行政運営を取り巻く環境は、国の地方分権改革・規制緩和・三位一体の改革など、時代の大きな潮流の中で「国と地方」・「公と民」の関係が大きく変化をしている。

また、今年2月に忠類村との合併を終え、事務事業の一元化協議の中で新たな課題も提起されている。

これら、新たな課題と国が進めている構造改革を鑑み、より一層の効率的な行財政運営を行い、住民サービスの向上に努めなければならない。

3. 計画期間

計画は、行政改革大綱と推進計画の2部構成とし、推進計画については平成18年度から平成22年度までの5か年とする。なお、この大綱に盛り込んでいないものについても改革の必要が生じた場合は、積極的に取り組むものとする。

4. 進捗状況の公表

行政改革の進捗状況は、町広報やホームページ等により広く町民に公表し、町民の理解と協力を得ながら行政改革を推進する。

第2 第3次行政改革への取り組み

1. 行政改革を進める上での基本的考え方

行政の公平性・効率性の追求

行政サービスの公平性を図るため、適正な受益者負担を原則とし、合わせて最小の経費で最大の効果を得るために必要とされる事業を見極め、効率的な行政運営を追求する。

住民と行政の協働による改革の推進

住民・地域コミュニティ・ボランティア・NPO等の町政への参画と地域の自立を尊重した住民との協働体制を推進する。

「新しい公共空間」の形成の推進

指定管理者制度の導入など、「公と民」の役割分担の明確化と協働の視点から、「新しい公共空間」の形成による公共サービスの質の向上を図る。

地方分権への対応

平成12年4月の地方分権一括法の施行と道州制の推進を踏まえ、「地方分権」に対応できる組織機構・行政システムの構築を図る。

2. 行政改革推進事項

厳しい行財政状況を踏まえ、簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指し、住みよい活力ある町づくりを進めるために、次の事項について取り組む。

- (1) 効率的な行政運営システムの確立
- (2) 自立型組織への転換と組織の再編
- (3) 住民との協働による行政運営の実現
- (4) 自立可能な財政構造の構築

第3 行政改革推進計画

1. 効率的な行政運営システムの確立

「住民サービスの向上」は、行政に課せられた課題であり、職員一人一人がコスト意識を持ちながら、事務事業の集中化、効率化等を一層推進し、より質の高いサービスの充実を図る。

民間（住民含む）との役割分担の明確化と協働推進の視点から、住民参加の公共施設管理などを含め、「新しい公共空間」の形成による公共サービスの質の向上を図る。

事務事業の整理合理化
民間活力の導入
補助金等の整理合理化
電子自治体の推進

2 . 自立型組織への転換と組織の再編

より簡素で効率的、機動的な組織機構を目指し、民間活力の導入や事務事業の見直しなどを踏まえ、職員数の適正化と諸行政課題に迅速かつ着実に対応できる執行体制の確立を図る。

限られた人的資源と財源の中、職員が持っている力を最大限に発揮することを可能にするため、研修体制の確立と職員の資質・能力の向上を図る。

組織・機構の再編
定員管理と給与の適正化
職員の意識改革と人材育成

3 . 住民との協働による行政運営の実現

住民・地域コミュニティ・ボランティア・NPO等の町政への参画と地域の自立を尊重した住民との協働体制の推進を図る。

住民参画と協働のまちづくり
公正で透明な行政運営

4 . 自立可能な財政構造の構築

国と地方財政のあり方について、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分について、三位一体で検討がなされているが、税源の移譲など不透明な部分が多く、町財政運営も厳しい状況にある。

健全な財政運営の確保に向けて、町財政構造の見直しを図る。

健全な財政運営の確保
受益と負担の公平確保
財産の有効活用
公共工事のコスト縮減、入札及び契約の適正化